

大分大学医学部附属病院検査部細則

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程1－22号）第9条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院検査部（以下「検査部」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

(検査部長)

第2条 検査部長は、病院長の命を受け、検査部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(検査部副部長)

第3条 検査部副部長は、検査部長を補佐し、検査部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務分掌)

第4条 検査部にその業務を分掌させるため、次の部門を置く。

血液検査部門
生化学検査部門
微生物検査部門
免疫血清検査部門
生理機能検査部門

- 2 血液検査部門においては、血液学的検査及びその記録に関する業務を行う。
- 3 生化学検査部門においては、生化学的検査及びその記録に関する業務を行う。
- 4 微生物検査部門においては、微生物学的検査及びその記録に関する業務を行う。
- 5 免疫血清検査部門においては、免疫血清学的検査及びその記録に関する業務を行う。
- 6 生理機能検査部門においては、生理機能検査及びその記録に関する業務を行う。

(運営会議)

第5条 検査部の運営（外注検査を含む。）に関する事項を審議するため、検査部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 検査部長
 - (2) 検査部副部長
 - (3) 内科系及び外科系診療科の科長又はその代理者 各3人
 - (4) 医療技術部検査部門技師長及び副技師長
 - (5) 看護師長 2人
 - (6) その他検査部長が必要と認めた者
- 3 前項第3号、第5号及び第6号の委員は、病院長が指名する。
- 4 第2項第3号、第5号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営会議に議長を置き、検査部長をもって充てる。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。
- 7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 運営会議の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、検査部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第2－2号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第5条第2項第3号、第5号及び第6号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院検査部規程（平成16年医学部規程第2－7号）は、廃止する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）
この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第2－3号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。